（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の項第一号中「第二十三条第四項」を「第二十三条第八項」に、「第三十六条」を「第三十五条の四」に改め、同項第二号中「第三十六条」を「第三十五条の四」に改める。

（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第四条　道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十号、第三十三号及び第三十四号」を「第三十一号、第三十四号及び第三十五号」に改める。

（山村振興法施行令の一部改正）

第五条　山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改め、同条第六項中「第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法」を「第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

（豪雪地帯対策特別措置法施行令の一部改正）

第六条　豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改め、同条第五項中「第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法」を「第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

（豪雪地帯対策特別措置法施行令の一部改正）

第七条　半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改め、同条第六項中「第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法」を「第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

（半島振興法施行令の一部改正）

第八条　過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改め、同条第六項中「第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法」を「第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第九条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第十条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第十八号、第十九号」を「第十九号、第二十号」に、「同法」を「道路法」に、「第二十四号」を「第二十五号」に、「第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号及び第三十五号」を「第二十七号、第二十八号、第三十一号及び第三十六号」に改め、同条第二項中「第十八号又は第十九号」を「第十九号又は第二十号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第十一条　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「同項第二十四号」を「同項第二十五号」に改め、同条第三項中「第四条第一項第二十二号及び第二十三号」を「第四条第一項第二十三号及び第二十四号」に改め、同条第四項中「第二項の権限又は」を削り、「第四条第一項第二十二号及び第二十三号」を「第四条第一項第二十三号及び第二十四号」に、「同項第三十一号」を「同項第三十二号」に改め、「掲げる権限」の下に「又は第二項の権限」を加える。

第十一条第一号中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第十八号、第十九号」を「第十九号、第二十号」に、「第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号及び第三十五号（同法」を「第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号（道路法」に改め、同条第二項中「第四条第一項第十八号又は第十九号」を「第四条第一項第十九号又は第二十号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改める。

（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項ただし書中「第四条第一項第二十九号及び第三十号」を「第四条第一項第三十号及び第三十一号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改め、同条第五項中「第二十二号、第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項ただし書中「第四条第一項第二十九号若しくは第三十号」を「第四条第一項第三十号若しくは第三十一号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十二号又は第二十三号」を「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」に改め、同条第五項中「第二十二号、第二十三号、第二十四号（同法」を「第二十三号、第二十四号、第二十五号（道路法」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
総務大臣　野田　聖子
財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子
農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一